

◎岡山県告示第四百十九号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により同項に規定する区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）として次のとおり指定する。

なお、形質変更時要届出区域の台帳は、岡山県環境文化庁環境管理課において、一般の縦覧に供する。

令和六年九月十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 形質変更時要届出区域として指定する区域
美作市中山字奥大影六七四番七の一部、同字丸山六七三番二の一部
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物
- 三 規則第五十八条第五項第十号から第十三号までの該当の有無
規則第五十八条第五項第十号に該当
- 四 備考
 - 1 指定する形質変更時要届出区域の詳細は、省略し、当該形質変更時要届出区域の台帳の縦覧をもってこれに代える。
 - 2 一に掲げる区域は、令和六年九月六日における行政区域その他の区域によって表示されたものとする。